

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

概要

一、最高裁の一九七五年五月二〇日、白鳥事件にかんする決定以来、刑事再審を要求する運動は、つぎつぎに成果をおさめつつ、新しい展開を示した。白鳥事件にかんする決定自体は、再審請求人の請求を認めなかったのであるが、物証に焦点をあてつつ、全証拠の再検討を展開して誤判の構造を分析する方法は、多くの冤罪事件のたたかいで多彩にくりひろげられた。本年度においては、とくに免田事件と財田川事件の再審開始決定が確定したことが注目される。ともに死刑判決の確定していた在監者の請求したもので、わが国の刑事裁判の歴史のうえで、新しい途をきりひらいたものである。あわせて、徳島事件について、故富士茂子氏の雪冤の要求がようやく認められるにいたった。この徳島地裁の再審開始決定は、検察官の抗告によってまだ確定していないが、この決定の分析した誤判の構造は、再審請求運動の蓄積と水準とを正しく反映したものとして注目される。再審は誤判を正す手続きであるが、ここでは日本の刑事裁判のもつすべての弱点が論じつくされ、刑事裁判の全体を正すものとしてきわめて重要な機能をもつものである。

一、選挙弾圧反対闘争は、選挙運動にたいする技術的規制の当否の問題をこえて、人権運動としてのひろがりをもってきている。戸別訪問、文書配布の禁止については、最高裁は戦後早くから合憲判例を打ち出して変更しようとはしない。それにもかかわらず、下級審ではこれらの禁止規定を違憲とする判決がたえない。それは、選挙運動それ自体が少数の候補者とその運動員によって担われていた昔日のものとは異なり、しだいに多数の有権者の自主的な運動にかわってきたことの反映であろう。さらには、多数の有権者が選挙運動抑圧法制の不合理性にめざめ、その権利意識にもとづいて自由化を要求しはじめたことの反映でもある。最高裁は、一審・二審ともに違憲無罪の判断を示した矢田・植田事件について、検察官の上告をいれて、破棄差戻の判決をおこなった。判例変更の好機は逸せられたのである。

一、国民救援会は、ひきつづきその組織的力量を強化してきている。本年度の大会では会員を二万一〇〇〇名にふやす方針を決定した。弾圧反対のたたかいを基本にしながら、人権と民主主義をまもる運動のセンターになることをめざしている。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

